



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

令和元年10月8日（火曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市小見川4808番地4

3. 建物の用途・構造

居宅（木造平屋建）

車庫（木造平屋建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・車庫内部にゴミが投棄されるため、投棄されぬよう車庫前面の開口を塞ぎます。
- ・敷地内の草を刈り、越境している樹枝は剪定します。
- ・未施錠箇所は施錠し、開口部は塞ぎます。

5. 事務手続きの経過

- ・命令 平成30年7月12日（措置期限：平成30年10月15日）
- ・戒告 平成30年12月18日（措置期限：平成31年3月18日）

6. その他

- ・措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○居宅



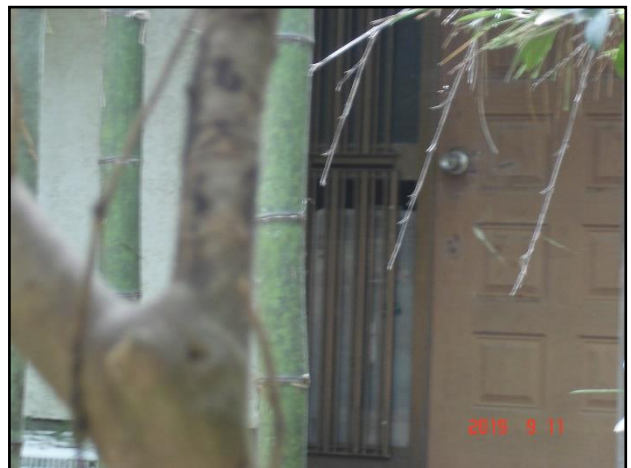
○車庫 (投棄されたゴミ)



○道路に越境した樹枝



○ガラス破損による開口



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課

住宅・街なみ班

担当 木内・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214